(２ページ目、３ページ目)

１、新しいサービスができました

平成３０年４月１日から新しいサービスが３つ増えました。

１、自立生活援助

自立生活援助とは、日常生活のなかでの悩みや問題について、相談にのってくれるサービスです。

対象は、障害者支援施設やグループホームなどからたいしょして、一人暮らしをした人などです。

２、就労定着支援

就労定着支援とは、就労での悩みや問題について、相談にのってくれたり、事業所などと連絡をとってくれるサービスです。

対象は、就労移行支援などを利用して、一般就労した人です。

３、居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援とは、支援員が家庭にいって、日常生活に必要なことを訓練してくれたりするサービスです。

対象は、障害が重く、外出することが難しい児童です。

２、障害福祉サービスの内容が一部かわりました。

１、重度訪問介護について、訪問先が病院などにも拡大されました。

病院などの人に思いを伝え、わかってもらうための手助けなどとしての利用ができるようになりました。

対象は、障害支援区分６の人です。

２、障害の重い人や高齢で障害のある人が生活することができるグループホームが新しくできました。

（日中サービス支援型グループホームです。）

３、補装具は購入が原則ですが、条件を満たせば、借りることができる場合もあります。

３、高齢で障害がある人のための利用者負担軽減制度が始まりました。

介護保険のサービスを利用するようになったあとの利用者負担について、いったん支払ったあとに、申し込みをすると、払い戻しを受けることができる制度がはじまりました。

対象は、６５歳になるまで、５年以上、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの障害福祉サービスの支給決定を受けていた人で、条件を満たす人です。

ホームヘルプとは、居宅介護、重度訪問介護のことです。

デイサービスとは、生活介護のことです。

ショートステイとは、短期入所のことです。

詳しい内容については、お住まいの市町村の窓口にご相談ください。